

国立大学法人京大大学年俸制教員給与規程新旧対照表

改正前			改正後		
<p>(前 略)</p> <p>(諸手当)</p> <p>第7条 諸手当は、俸給の特別調整額、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、入試手当、学位論文調査手当、拠点手当、衛生管理手当、特別報奨金<u>及び</u>教養・共通教育主幹手当とする。</p> <p>2 前項に定める諸手当の支給される年俸制教員の範囲その他諸手当の支給に関し必要な事項は、給与規程第12条、第18条、第20条、第23条から第27条まで、第33条の2、第33条の3及び第33条の5から<u>第33条の8</u>までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>表 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第8条 前条までに定めるもののほか、年俸制教員の給与に関する事項は、給与規程第2条、第9条第3項から第5項まで、第10条、第34条第2項及び第3項、第36条第1項から第8項まで並びに第37条から第40条までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>(諸手当)</p> <p>第7条 諸手当は、俸給の特別調整額、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、入試手当、学位論文調査手当、拠点手当、衛生管理手当、特別報奨金、<u>教養・共通教育主幹手当及び産業医手当</u>とする。</p> <p>2 前項に定める諸手当の支給される年俸制教員の範囲その他諸手当の支給に関し必要な事項は、給与規程第12条、第18条、第20条、第23条から第27条まで、第33条の2、第33条の3及び第33条の5から<u>第33条の9</u>までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>表 (同 左)</p> <p>(準用)</p> <p>第8条 (同 左)</p>		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条第3項	職責調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当等、寒冷地手当 <u>及び</u> 衛生管理手当	通勤手当、拠点手当、衛生管理手当 <u>及び</u> 教養・共通教育主幹手当	第9条第3項	職責調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当等、寒冷地手当、 <u>衛生管理手当及び産業医手当</u>	通勤手当、拠点手当、衛生管理手当、 <u>教養・共通教育主幹手当及び産業医手当</u>
	俸給	職務給		俸給	職務給
(略)			(同 左)		
(後 略)			<p>附 則</p> <p>この規程は、平成27年4月1日から施行する。</p>		